

第二十四回 参議院商工委員会議録 第十四号

(一九四)

昭和三十一年三月十五日(木曜日)午後
二時七分開会

出席者は左の通り。

理事

古池 信三君

高橋 衛君

阿具根 登君

河野 謙三君

上原 正吉君

小野 義夫君

西川 弥平治君

白川 一雄君

藤田 進君

加藤 正人君

政府委員

通商産業省

政務次官

臣官房長

通商産業省

通商局長

通商産業省

軽工業局長

通商産業省

吉岡千代三君

常任委員

会専門員

事務局側

参考人

経済団体連合

会事務局長

新三菱重工業株式会社機械部長

日本綿業株式会社監査役

牧田与一郎君

秀島 司馬三郎君

本日の会議に付した案件

(内閣提出)

○輸出保険法の一部を改正する法律案

- 理事の辞任及び補欠互選
- (セメントの生産状況に関する件)

本日は輸出保険法の一部を改正する法律案につきまして、参考の方から御意見を伺うことになります。

参考の方はあらかじめ公報をもつて御通知いたしました通り、経済団体連合会事務局長堀越禎三君、日綿実業株式会社業務部長秀島司馬三郎君、新三

菱重工業株式会社機械部長牧田与一郎君、右御三人の方にお願いをいたすことになります。まず、正人君

最初に参考の方から御意見の御開陳をお願いします。そこで参考の方に一言ございまして、それが終つてから参考

人並びに政府当局に対して御質疑をお

願う順序に取り組みたいと考えてお

ります。そこで参考の方に一言ございまして、それが終つてから参考

人並びに政府当局に対して御質疑をお

願う順序に取り組みたいと考えてお

うな次第でございます。従いまして参考の各位におかれましては、どうかこの機会に忌憚のない御意見を腹蔵なく本委員会のためにお聞かせを願いたいと存じます。どうかさようにお願ひいたします。

順序といたしましては御着席の順で、まず経済団体連合会の堀越禎三君からお願いいたします。

○参考人(堀越禎三君) 堀越でござい

ます。

経團連といたしましてこの海外投資

保険の問題につきまして、いろいろ研

究して参りました経緯並びに要望を

出しましたことをまず申し上げまし

て、どういう理由でそういう要望を出

したかといたることも、それについて申

し上げたいと存じます。

経團連がこの問題を取り上げました

のは、昨年のビル賠償に伴います経

済協力協定の成立がございましたのを

あいさつを申し上げたいと存じます。

各位におかれましては、本日御多忙

のうちをお差しり本委員会のため

に御出席を賜わりまして、まことにあ

りがとうございました。この席におき

まして各位の貴重な御意見を拝聴でき

ることは、本委員会として仕合せに

存じますので、委員会を代表いたし

まして厚く感謝の意を表します。

れています。そして元本の保険のみとなつておりますが、しかも当初われがままそれでがんし得ると

思つておりました補てん率の八〇%が五〇%に下げられておりますし、保険料率も一分五厘に引き上げられております。従いまして、経團連としては、いろいろ委員会などを開きまして、皆様の御

要望を聞きました結果、先月の初めに、とりえず本年度において送金保

險の復活を要望いたしても、なかなか

むずかしい御事情があるようござい

ますので、送金保険の復活は望み得な

いといたしましても、元本の保険につ

きまして、その補てん率を九〇%まで

上げていただきたい、そして料率を

一%程度にしていただきたいといふこ

とを、とりえず要望いたした次第で

ございます。

この点について少し敷衍をして申し

上げたいのとございますが、大体昨

年來政府におかれまして、われわれ産

業界の者も大せい入りまして立てまし

た五カ年計画 この五カ年計画により

ますと、輸出の目標は三十五年にお

きまして、二十六億ドルといふことに

なっております。三十年が十九億五千

万ドルでありますので、約一二三六兆近

い増加でございます。こまかく各部門

別に検討されましたが、今後織維そ

うものに置かざるを得ないという結論になりまして、三十五年度における機械の輸出目標は四億五千万ドル、化学品の輸出目標は一億六千三百万ドルといふことになります。三十年度の機械の

二億七千万ドル、化学品の八千五百万ドルに比較いたしますと、この五年間において機械は実に一六六%、六割六分を増進させる。化学品は二〇〇%、

二倍に増加させると、こういう結論になつておるのであります。なるほど最近におきまして機械の輸出が二億七千

万ドルと非常な昨年は進出、非常な増進を見ました次第でございますが、そ

のうち船舶が一億一千円になつてお

ります。その他のものは一億六千万円

にすぎないのであります。しかるに御

おきまして、船舶が一億一千円になつてお

ります。その他のものは一億六千万円

にすぎないのであります。しかるに御

承知の通り、私から申し上げるまでもございませんが、船舶の造船ブームは

戦争中のブランクによる船齡が非常に

老齢になつたための取りかえといふも

のが、非常に重きをなしておる今日の

造船ブームといふものを考えます

と、これが長く続くなれば考えられない

のでございます。従いまして、ことし

の二億七千万ドルのうち一億六千万ド

ルしかないこの機械類の輸出に、日本

としてはどうしても重点を入れていかなければ、この五カ年計画の目標はな

かなか達成できないのであります。

かかるに最近における南方諸国その他のにおける消費物資の輸出は、南方

には、必ず並行的に企業の投資とい

うことをいいます。そこで一体日本は過去

(一九四)

におきまして、どれだけの海外投資をいたしましたかということを見まするのに、非常にこれは計算がむずかしいので、いろんな数字が出ておるようですが、さいますが、大体純投資と認められますが、それが今まで八百万ドル、それにはプラントとかその他のいわゆる延べ払いで、あるいは貸付をいたしましたものを入れますると、大体クレジットとして与えたものは千五百万ドルでござります。これを年間ベースに直しますと、百五十万ドルないし五百万ドルという数字になります。これを西独がやつております今日の年間ベース五千万ドルといふものに比較いたしますと、まことに十分の一ないしは三十分の一といつたような非常に少い数字でございます。なお、米国を見ますと、これは米国は特別でございますが、一九五三年の累計で三百九十五億ドル、英國にいたしましても、一九五五年の累計におきまして二十億ドル海外へ投資いたしております。西独が今申し上げましたが、五五年の累計におきまして一億六千万ドル、日本はこれに対しましてわずか一千五百万ドルといったような状態であります。

われわれの一番心配いたしております点は、かくのこときことによりまして漸次日本が立ちおくれて結局日本の市場を失つてゆく。将来五ヵ年計画を立てましても、とうていその目標を達成し得ないような状態になるのではないかということ、われわれといましましては、一番の心配でございます。そこで私たちがこの補てん率を九・%に上げていただきたいと申し上げましたのは、現在すでにプラントの輸出、つまり延べ払いでございますが、その

延べ払いの輸出代金保険の補てん率が八五%ないし九〇%ということになつております。これは現在やつておりますものは、性質上ほとんど投資と変らないのです。すでに八五%、九〇%で現行行われておるのにもかかわらず、新しい保険だということで、わずか五〇%に下げられておるといふことは、まことに均衡を失するものだと思つてござります。むしろ日本いたしましては、従来から投資が非常にかくのごとくただいま申し上げましたように外国よりおくれておるのでありますから、これをむしろ促進するといふ意味におきまして、最初においては思い切つた投資保険をしていただきて、そつとしてインセンティヴを与えるというような政策がむしろ大きな政策としては必要であるのではないかと思われるのでござります。

本金が大体一番大きな目立つ六十六億、小さいところになりますと、大体相當に大きな古河とか三菱とかいうふうなところでも、三十億ないし五十億といった資本金であります。しかるにこれを投資ということになりますと、かりに十億の投資をいたしますと、その十億がかりによるまる損になつたと、いうことになりますと三十億の会社が三分の一の資本を失うといふことになりますので、なかなか重役としては、株主に対する責任上決心いたしかねてちゅうちょせざるを得ないと、いうことになります。そうしてそのため漸次そりやう外国に対するプラント輸出がおくれて参りました、そして市場を外国に取られていくといふことが、非常にわれわれとしては心配いたしております。むろん極端なことを申すようではありまするが、日本は立ちおくれておるのであるから、一そりインセンティヴを与えるという意味で、むろ一〇〇%くらいの保険にしていただきたかったと思うのであります。おそらく五〇%となさいました趣旨は、これは最初のものであるから、初めは小さく出発して、漸次情勢を見て広げていくというお考えもあるのではないかと想像いたしますが、ただいま申しましたように、こういうものはむしろインセンティヴを与えて立ちおくれを戻すという意味におきましては、むしろ一〇〇%くらいにしてスタートしていただきて、そうして情勢を見、またこれら当該会社の資本の充実の状況ともにらみ合せて、漸次料率を下げていくということでやつていただきのがむしろ大きな政策として適當ではないかといふふうに考へるのでございま

なお、「付加税で申し上げるまでもございませんが、これは保険料を払つてやる投資でござりますので、従来の砂糖とのリンクのよらないわゆる輸出を保護するといったよろなガットの上で問題はこれは起らぬといふことを私は確信いたします。なお、予算の面で云々といふよろな問題があるようにも聞いておりますが、現在輸出代金保険というものは過去におきまして問題が起りまして保険元本そのものを払つて補てんされましたケースはわずか一件しかございません。従いまして輸出保険は毎年保険料が積み立てられて、基金が年々ふえておるといったよろな情勢であります。もちろんこの現状にありまする基金の総額がすべてこれが余るものとは思われません。将来におきまして、これはまた時勢の変化によりましては、ほとんどそれだけでは足りないとといったよろな場合も起つてくるかもわかりませんが、少くとも本年度または来年度等におきましては、これらの基金がありまするし、この投資保険をかりに九〇%でお始めになつたところで、直ちに予算の措置をしなければならないといった問題ではないと思うのであります。現に今日こちらへ参ります前に、こちらからいただきました政府から提出されておりまするこの資料を拝見いたしますと、この投資保険、いかなる保険におきましても保険をやるときには、保険の事業としないはずございますが、それが出ていいませんところは、つまりだれにも一切なる損失補てんが起るかといったよろな計算書類が出ておらなければならぬはずございますが、それが出ていなかったところは、つまりだれにも一切将来どれだけの危険がおるかといふ

とか判定できぬことなどを示しておる次第でございまして、さしあたつてまずやつていただきまして、そうして立ちおくれを取り戻し、そらして非常に金額がかさばりそらあれば、このペーセンテージを下げるということもまた考え方のことでございます。

さらに、私は一つ最後につけ加えておきたいことは、なぜ政府が五〇%というよくなことで非常に臆病な出発をなさるのか理由がわからないのでありますて、実は政府の中に、いわゆる海外投資の申請を検討して承認を与えるための海外投資連絡会といふものが、大蔵、通産、外務等の各省によつて設けられております。これはもちろん法律上に設けられたものではない、行政上に設けられたものだと思いますが、少くともそこにおいてあまりにも危険なものはチェックなさることができます。政府として適度にチェックできる機関を持つておりながら、なお非常にこういう臆病な、むしろ五〇%といふよくなことでは、せつかく今まで考えていらしたところも取りやめをしなければならないような情勢でございます。

そういう具体的な問題につきましては、なお秀島さんあるいは牧田さんの方から詳しくお話をござりますと想いますので、私はどうぞ參議院におきまして一つ思い切つて九〇%くらいの修正案をお出し願つて、そうして日本が貿易に立ちおくれないよう、かかるべく早く手を打つていただきたいということを申し上げます。お願い申し上げ

○理事(古池信三君) ありがとうございました。では秀島さんにお願いいたします。

○参考人(秀島司馬三郎君) 私は日綿実業株式会社の監査役をいたしており秀島でございます。さうそく申し上げます。

今回の輸出保険制度の改正は、輸出保険法の一部を改正する法律案の提案理由の説明及び改正要綱にあります。が、その骨子は輸出代金保険の中に從来含まれておりますんでした物の輸出に伴わない技術の提携及びこれに伴う労務の提供をこの保険の中に含めて対象としたこと、いま一つは後進国に対する各國の国際経済協力戦に対し、特にわが国といたしましては賠償に付隨して今後海外投資が盛んになりますことを考えまして海外投資保険制度を創設されたことがあります。

この第一の輸出代金保険につきましては、後進国に対し製造技術の指導とか、水産漁業等にありますては操業技術及びその指導等の提携が盛んになつて参りました。ところが今までこれらに対しその対価の回収に關し非常な危険を付保する制度がなくて困っておりました。今回この制度ができますと、

今後安心して技術及びこれに伴う労務の進出ができることとなりまして、わが国の海外における経済基盤の培養ができることと喜んでおります。

ベースではありますが、これが遂に実現するにつきましては、好むと好まざるにかかわらず国際信義上わが国としてはできるだけの手段を尽す義務を持ちます。かつてこの賠償及び投資を通じまして後進国の経済地盤に食い込むことは、長期的に見ればわが国市場の確保となりまして、わが国将来の発展のためにきわめて大事なことであります。ゆえにかかる海外進出を容易ならしめるためには、当然輸出保険制度は創設されるものでありますので、今回これが提案されましたことはまさに時に適したこと存じます。

しかし、その内容を検討してみると、まことに不満足なものであります。その不満足のおもな点は、第一に、担保危険に相手国の為替制限等による利潤送金リスクが含まれておらないこと、第二に政府が填補いたします保険金額は最高五〇%であり、保険料率は百円につき一円五十銭という高率である点であります。以下不満の点について所信を申し上げます。

すでに申し上げました通り、最近の国際貿易は商品輸出と並んでプラント・エキスポート・ウオード時代であります。エクスポートの時代となりまして、フィナンシャル・タイムズの最近号によりますと、世はまさにクレジット・カード時代であります。何ゆえをいろいろなつて市場及び経済地盤の確保をしなければならないという時期になつたのです。たしまして、後進国開発地域と一体になつて市場及び経済地盤の確保をしなつたままです。英國におきましては輸出信用保証局の業務の中に、特殊危険の

負担がありまして、相手国の政治その他の情勢が不安のため、商業ベーシスに乗らない契約でも、国家的見地から見ましてその契約が成功することが望ましい場合には、輸出信用保証制度で引き受けております。昨年三月末に終る一ヵ年間に、輸出信用保証総額は一億三百万ポンド、約一千三十億円に上っております。そのうち特殊保証は六千八百万ポンド、約六百八十億円に上っております。これを見ても、いかにも他国が国をあげてプラント輸出と海外投資に熱心であるかということがわかります。翻つて我が國を見ますと、戦前は消費物資の輸出がほとんど大半でありますたが、わが国のこれら重要な輸出国はいわゆる後進国であります。戦前は政治的にも、経済的にも安定を欠いております。その上これらの国は民族意識が盛んで、いずれも工業化を目指しております。従つてプラント輸出及びこれに伴う海外投資を渴望しております。ところがわが国この分野における取引経験は浅く、わが国製品の名声が普及しておらないばかりでなく、実力においても先進国に比して劣つております。従つて普通の条件では国際競争にはたえられないのです。そういう状態であります。そういう状態でありますと、投資に対する危険はよほど国家的にバック・アップせねば、業者がその危険にたえかねて、かかる国への投資はできなくなります。その上国内的に申しますと、金融を受ける場合で担保及び金利の点では相当不利な面が出て参ります。現在たとえば吳羽紡がアルゼンチンとの紡織工場の現物出資による合弁事業に乗り出しておりますが、この場合同社の長岡工場を輸

出入銀行へ担保に入れ、また豊田自動織機がメキシコにおいて紡織機の現物出資による合弁事業においても、同社の新谷工場を担保にして、ようやく融資を受けておるようあります。今まで、今回の五〇%の填補率では、一般のことでは金融上から見ましても、海外投資は非常にむずかしい。また、保険料率が一円五十銭でコストが非常に高くなつて競争国との競争に打ち勝つことができないということをおそれでおります。また、海外投資の果実である、利益金及び配当金の送金につきましては、その国の為替管理法その他のたぐみに送金を受けられないというような不安定のままで、投資意欲はよほどぞがれてしまいます。

私は今まで長期払いのプラント輸出と投資と一緒にしてお話しして参りましたが、長期延べ払いのプラント輸出も海外投資も、実体的にはほとんど同じものであるという解釈を持つております。と申しますのは、最近ではプラント輸出というものがデリバリー後八年間の延べ払いを認められておる状態であり、競争におきましては十二年、十三年といふようなる長い延べ払いも認められておりますので、かかる長期のプラント輸出といふものと海外投資とはほとんど同じように考えられます。プラント輸出は商品を売りっぱなしにいたしますて、代金決済が済んだら一応縁が切れてしまうので、代金決済の面から申しますと後づきがなくてよいようなものであります。が、海外投資はその国内の経済内部にとけ込んで、わが国の経済進出に貢献するものでありますから、プラント輸出よりも一そく重要なものであると思います。

しかも今回提出されておる海外投資保険での保険填補率を算定する場合に、次年度以後は利益または配当金があるなしにかかわらず、年一割の配当金があつたものとして填補率から控除いたしますから、十二年目からは填補されないと、輸出代金保険においては為替制限等の非常リスクを認め、かつ填補率は最高九〇%でありながら、それと同じ性質を持つ投資保険において、利益または配当金の送金に対する非常リスクも認めず、填補率においても五〇%としておりますのは理解し得ないところであります。

○理事(古池信三君) ありがとうございました。次は、牧田君にお願いいた

○参考人(牧田与一郎君) 私新三菱重
工業の機械部長をしております牧田で
あります。私が申し述べようと思つて
おりましたことは、ただいま堀越さん
並びに秀島さんからほんとくまなく
申し述べられまして、蛇足を加える必
要もないくらいなんどございますが、
私といたしましては機械メーカーの一
員といたしまして私なりの御意見を申
し述べたいと思います。

最近海外市場で特に目立つて参りますことは、消費物資を除きましては、安いだけでは物が売れないといちらん状況でございます。ただいま秀島さんから申されました通りに、いわゆるクレジット・エキスポート・ウォーといふよりなことがいわれております。支払いの条件の問題とか、あるいはもちろん投資の形でそれぞれの国々の経済建設に協力せよ、こういふような問題が出て参りまして、なかなか業者だけではなく物を安くよくしただけでは物が出でゆかない次第でございます。

そこで海外投資の問題、あるいは海外投資の保険の問題といふようなものですが、海外投資の問題を分けて考えますと、一つはただいま秀島さんの申されました通り、それぞれの国の経済建設に協力する、これには林業、農業、紡績業、鉱業の開発といふいろいろな面がございますが、協力的な面と申しますか、延べ払いの一種の形となつて参りました投資で残せといふ要請が出ておるわけであります。

第一の協力的な投資、資本の海外進出とでも申しましようか、これは戦前やついたものの大部分は、このカテゴリに属するものでありまして、現に戦後さらやかなりとも行なわれております海外投資も、大部分はこの部門にます属するものでございまして、最近は後進国と申しては書類があるかもしませんが、東南アジア方面的国々はそれぞれ民族意識に燃えまして、それぞれの国でできないまでも工業の独立化をはかりたいということで、国内産業の開発に協力を求める声が非常に多いわけでございます。もちろん、これらの開発につきましては、米国側あるいはソ連側はそれぞれ大きな手を打ちまして、開発に援助を与えておるわけなのでございます。そういう大きなことはわれわれとしては望み得べくもありませんで、われわれの考え方としては、わが国の最も特徴としております室內工業的なものとか、あるいはプラント輸出の面でわれわれのねらうべきところをねらってゆけばいいのではないかと考えておる次第であります。特にこのごろ各國から要望のありますのは室内工業的、いわゆるコーティング・インダストリーといふようなものに対する協力が叫ばれておりますわけでございます。こういうものの、協力的のものの助成には、これは民間だけできる問題でもありませんで、国策的な海外投資機関、各国にありますようない海外投資の助成機関の設立も必要かと存ぜられますが、その前にコンマーシャル・ベースに乗るもの、あるいはそのものには、こらいうものには、せめて早くこの海外投資に対する非常危険を保証して下さる輸出保険の改正

が望まれておったわけであります。ま
た、それから出でてきます外貨を内地に送
金してもらうというようなこと、こう
いうことがなければ、民間としても幾
らコンマーシャル・ベースで考えて採
算がたちましてもやれないわけでござ
います。せひこの点からも、ただいま
堀越さん並びに秀島さんから申された
ごとくに送金保険の条項の復活、ある
いは填補額の九〇%、少くとも九〇%
ぐらい填補してもらいたい、あるいは
料率の引き下げといふようなことはも
ちろん当然であります。

もう一つの機械輸出に関連しまし
て、いわば延べ払いと同一に考えられ
ます投資、このものについてござい
ますが、これがわれわれ機械業者とし
ては一番問題になつてゐる点でござい
ますが、プラント輸出の場合に各国と
も非常に外貨が不足しておりますし、
いわば今まで最高ヨーロッピアに
人絹プランツの輸出をした場合に、七
年くらいの延べ払いが認められたのが
一番長期かと思いますが、最近ではこ
れが十年、十四年という要求が出て
参つております。いわば月賦払いがま
すます伸びてきました。各国とも競争で月
賦払いの金も自信がない。ついてはあ
る部分を投資の形で残せ、こういう要
求が非常に多くなつて参りました。現
にインターナショナル・モネタリー・
ファンド、IMFといつております。
あるいはウォールド・バンク、こうい
うところでは、外国から機械を買うと
きには、十四年ぐらいの年賦払いを要
求しろ、もしそれができなかつたら一
部を投資の形に残せ、その場合には十

い。これは現にパキスタン政府が最近年払いぐらいまで緩和してもよろしく、ウォールド・バンクに融資を要請した場合に言われた言葉であります。こういうような情勢でございまして、延べ払いも伸び、また投資も要求されると、いろいろなことになりますと、なかなかにプラント輸出の重要性は認識されながらも、われわれ業者としてはそれに乗り切れないという点があるわけでございます。

先ほど堀越さんからお話をございましたが、プラント輸出については、今までいろいろと助成策が講ぜられまして、統計上から見ますと二十八年度は、私での見ますと六千九百万ドルくらい、二十九年度は一億ドル、三十年度は五億一千二百万ドル、約二千億円弱の数字が三十年度には出ておりまして、非常に飛躍的に増加しておるようなんですが、これはただいま堀越さんから申されました通り、船と車両を除いてみますと二十九年はわざかに五千六百四十六万ドル、三十年になりますと逆に、総対的には五億一千二百万ドルというようにふえているにもかかわらず、そのうち四億四千万ドルは船舶の輸出でございまして、それを除いた場合には、船と車両を除いた場合には逆に三千万ドルと減つておるわけです。二十九年、三十年は御承知の通り砂糖リンクという特別の助成が争激甚であるが、また今後特別の助成策をとられない限り、いかに重要性を感じていても、これでは伸ばすことができないのじやないか、こういうよう

にわれわれは心配しておる次第でござります。この助成策につきましては、われわれ経済同友会からも新種保険といふようなことを願い出でるわけでござります。その際も対外投資保険は少くとも八〇%以上で業界の要望通り出るものと思つておつたのであります。ところが新種保険どころじやなくて海外投資保険の填補額がわずかに五〇%，しかも送金保険は認められないと、いう情勢を伺いまして非常にわれわれはがく然としたわけで、まあプラント輸出を何とかしようと言われておるにかかるわらず、政府の打つ手はこれじゃおかしいんじゃないかというような意見が非常に多かつたわけでござります。もちろん、われわれ業者といましても、いたずらに政府の施策におさがりするわけじゃございませんで、自己反省とということについては大いに努力しております。船、車両のほかに何とかコンマーシャル・ベースで外国と太刀打ちできる機械を作り出すといふ努力を重ねておるわけでございまして、幸い、もちろんそのほかにも織維機械等は十分に世界の市場で躍歩でござりますが、化学織維機械もまたそのカタゴリーに入つております。最近実例を申しますと旭化成株式会社、これがパキスタンの商社との間に人絹プランツのホール・プランツを立ててやろう、こういう話がまとまつて参りましたのですが、パキスタン政府の方からウォールド・バンクの方にファイナンスを要請しまして、その際にただいま申しました通り非常に長期のファイナンスあるいは一部投資をせよ、こういう話が参つておるわけなんでござります。ただ

いまの現状ではなかなか受け切れない要求で困つておる次第でござります。英國、米国、ドイツ、フランス等ではこれらの諸点に因しまして適切な手段おつても何ともできない時代が来るのではないか、こういうような心配をしておるわけでございまして、物事にはタイミングが必要でございまして、門戸が閉されてから、注文を取られてしまってから、幾らあわててみてもだめなんでございまして、私は一刻も早く、タイミングをはずさぬよう、ただいま堀越さん、秀島さんから申されたように、填補額の総額、あるいは料率の低減、送金保険の問題等、業界の希望をおくみ取り願いまして、一刻も早く、来年までわれわれは待つておりましたら、あすではおそいということがございますが、明年ではおそらございますので、一刻も早くお考え直しを願いたい。これがわれわれの切なる希望でございます。

思いますね、たとえば、政府の側立って本保険の収支決算等をされた結果、九〇%で十分本事業が収支償うのだといふよな根拠を持つてられるか。それともまた別な根拠で〇%、料率を一%とおつしやつていいのか、こういう点について、われわれどうとございますから、主張の根拠を一つ御説明願いたいと思います。どなたでもけつこうです。

たにしあがれお根の九十九のわらわまきさきと諸機械の根にござるが、これが商業企業にござります。はつきり申し上げましてそういうことでござります。

財政をふやすということもできませんので、できるだけしほって算定いたしました。そういたしますと現在の予算で引受限度が大体三十億ということになつておられます。その根拠といなつておられますのが、既投資になつておりますものが二十八億円ございます。従つてこの利用率を大体八割とみましてこれに五〇%をいたしますと二千四億、既投資が二十八億、それに今後新しく起ります投資を、ビルでの経済協力あるいはタイの特別円の経済協力、あるいはフィリピン等とも新しく起りますが、それを全体合せまして三十二億、結局六十億の投資につきましてその八割が保険にかかる、その場合に五〇%の填補率ということになります。従いまして、大体二十四億円になります。多少余裕をみまして三十億の引受限度をしていただいたわけでございました。従いまして六億円の多少余裕はあるということです。これをたとえれば九〇%にするというようなことになりますと、やはり予算をいじらなければならんという問題になるわけであります。それから保険料の方につきましては、私どもできますればできるだけ安い方がいいということはわかりまするが、やはりこれも財政上の見地からいたしまして不測の財政上の負担を招くことも心配いたしまして、制度創設といたしましては、着実に考えていくこういうことで一円五十銭にいたしました。その根拠いたしまして、別に科学的といふほどではございませんが、一応参考にいたしましたのは、アメリカのMSA法でやつております引用に関する補償契約の料率と比較をいたした次第でございます。このアメリ

カの制度によりますと保険料一年につき一円になつております。併しながらアメリカの制度はこの補償契約の担保との危険がわれわれ今度提案いたしておりますよりはすつと範囲が狭いたしておりますので、範囲がせまい。それからアメリカの保証の対象となつておりますのは、相互安全保険計画に合致する海外投資のみとなつておりますのに、我が国の制度はこれはもつと一般に広く海外投資全体を対象にする、こういうよろしい点で保証の範囲が狭いといふような関係からいましてアメリカで一円、それが日本で一四五十五銭、これが一番適当でないか。また、日本の現在の財政負担の実情からあわせまして、この辺で出発をしたいといふことに一応きめた次第であります。

○政府委員(板垣修君) 増補率の方をかりに五〇%にいたしまするとまだ六億、予算總則できめていただいておりまますワク三十億円に対しましては六億のワクがござりますので、この範囲内においてはまだ多少擴充率は上げ得る余地はございますが、かりにこれを八〇%以上にいたしますと、もう予算そのものを変えるということにならざるを得ない。

○河野謙三君 料率の方は……。

○政府委員(板垣修君) 料率の方は政令事項でございまして、今後大蔵省と折衝をいたしますが、今一円五十銭の計算で収支ゼロになつておりますので、これを一円にいたしますと……。

○河野謙三君 いずれにしてもその計算を一つ政府が一円五十銭とし、五〇%とした計算の基礎を、これは単なるデスク・プランかもしませんけれども、一応見せていただきたいのです。それはいただけますか。

○政府委員(板垣修君) 少少デスク・プランの作文になるかもしませんが、差し上げたいと思います。

○河野謙三君 もう一つ政府に伺いたいのですが、今その六億をリザーブしてあるわけですね。その六億のリザーブを一ぱい使うと、一体補てん率は幾らまで上ります。

ビルマの協定額として遂行しなければならん十八億円、タイの特別円に異議はない。その他をあわせて三十億円以上の投資額を見込んでおります。かりに今後一年間二十億くらいしかないといふと、どうも計算になります。

○河野謙三君 業界の方に最後に一回見込んであります。非常にふしつけな質問をいたしますが、そのままでいきますと、ちょうど七〇%くらいまでいくんじゃないかという一応から計算になります。

○参考人(堀越誠三君) そうですね。業界の方に最後に一回見込んであります。かりに今後一年間二十億くらいしかないといふと、どうも計算になります。

○河野謙三君 そろそると、この原案がどうも、そこまであるならば、こんな法案が通つても通らなくては業界としては無理があるんだと、こういうふうなことにまで言われますか。

○参考人(堀越誠三君) それはちょっと極端におっしゃいましたのでござりますが、これは実はこの投資保険を通産省で考慮しておられるということは、ビルマ協定以後大体われわれの方にもわかつております。要するに通産省の方に、この保険法が成立するであろうことを予定して下交渉に入つておる会社もかなりあります。その案といふものもわれわれの方にもつかっております。業界としてはこの保険法が成立するという予想のもとにありましたときには、五〇%では現在この保険法が成立するという予想のもとに

交渉しておったものを断わらざるをめざします。あつてもなくともいいんじなくて、私たちとしてはこれは実際〇%少くとも八〇%、あるいは九〇%を望んでおりますが、少くとも八〇%くらいで実際のところやつていたんじゃないと、現在進んでおるものを見断らざるを得ないというとの問題になつておるわけであります。あつてもなくともいいんじやなくて非常な関係を持つております。

○河野謙三君 参考人、しかしで、ね、非常に九〇%を主張されるが、これは八〇%といふよくなっていますけれども、これはもし、一概ですよ。その政治的答弁は別として、仮定でありますけれども、もしこれが原案通り通つたとした場合には、一体本法の効果はおさめ得るか得なかということについて一つ。

○参考人(堀越蔵三君) これはまあ業界の資本金の問題を申し上げましたが、その大きな業界であれば、わずかなものはこの保険法を通ろうと通るまいとするということはあるかもしませんけれども、現在相当大きなものをこの保険法を当てにしてやつておられる方がかなりあります。それを五〇%とするところは非常に会社として大きな問題になります。わずか三〇%の違いではありますけれども非常に大きな問題であるので、これはやめなくてはならんということになりやすいと思います。しかし、それじゃこの法律が通らなくていいかというお話しになりますと、これはやはり通していただかなければ、少くとも全足がかりがなくなると思う

うことになる。その点は非常にデリケートな関係がござりますので、われとしてはできるだけ補てん率を八〇%にしてお通し願う。そちらして予算等の措置云々とおっしゃつておりますが、私は大蔵省でどういうお考かは存じませんが、これは今年三十億円に意されたからといってすぐ出る金じやがないのでありますから、危険が生じたとき初めて出る金でありますから、来年度においてまた考え得ることはありませんが、とにかく最初の一十億というものを与えるという点において早くやつていただきたい、こう思っています。

○政府委員(板垣修君) 今の引き受け
限度そのものの方は非常に根本的な理
由ではなくて、むしろこのようになります
ましたのは、前々から申し上げております
通り全く新しい制度であり、政
府といたしましては安全をとっていこ
うということで五〇%くらいとなつた
ものですから、それから逆計算いたし
ますと三十億くらいの引受限度で十分
だということになつておるわけであり
ます。

○加藤正人君 そちらが僕らと違うの
ですね。もう少しこれは日本の今の立
場が輸出によつて生きしていくより仕方
がないということであり、やはり政府
もそれを非常に主張しておられるので
すから、その点ちょっとわれわれとし
ては残念だつたと思うのです。それか
ら今いろいろお話をあつたようだが、
僕はもう過去の議論は別として、こう
いう法案が提出されている以上、業者
の方でも九〇%でなければ承知できん
というわけでもないが、五〇%ではと
にかく足らぬ、一〇%あつたつて別
段大してありがたくないのだといふ氣
持はよくわかるのです。だけれども今
政府のお話を聞いても、六億といふ余
裕もあることだから、何も原案通りで
なくともいいのではないか。また九〇%
でなくともいいのだ、その間をとつ
て七〇%という方法もあるのですから、ま
ら、そういうようなことで委員諸君が
もう少しこの問題を検討されて、賛成
なら幾分でもあなた方の主張に近寄る
ように努力してみたらどうですか。ま
た、委員諸君の方でもまだ十分意見が
固まっておらぬと思うのですが、皆さ
んもし御賛成ならこれは輸出上必要な
ことですから、われわれも大いにふや
すことは大賛成です。

○藤田進君 今参考人の口述をお考えになつてあるかという点の想像では海外投資のようなも点に発言されているよな氣もしますが、今度の場合、目的の拡大点、あるいは直接物の輸出じて、技術的な人的な問題、いわゆる担保といふそういうものじて、海外投資という面が重点の聞えるわけですが、どうござか。どなたでもけつこうです。

○参考人(秀島司馬三郎君) 物に伴わない労務及び技術の提供ましては、先ほど私が申し上げ通り、今回の改正はまことに私としては喜んでおる次第でありますから問題は海外投資保険のものでござります。

○藤田進君 そこで政府に対しの質疑、調査をいたしましたが、してその担保危険についての「どうであらうか」という点ですが、例示されておりますものを申しま御承知の通り海外投資をしたも記の事由により損失を受けること、それが三つあります。一つは、外投資の目的たる株式などを外されが、旧投資法人が戦争、革により損害を受けて解散した場合はこれに準ずる者により没収されが、当該株式等を処分したこと、最後は清算が結了したこと、最後ですが、旧投資法人が戦争、革

ますけれども、しかし、やはり外国のことでありますから、わからないわけあります。それで、そういう場合には、政府からの保険があり、われわれとしては保険料を払つてこういうことをするから、こういうことは株主としても許すべきではないかという、株主総会に対しても一つの重役責任としても投資の実行において非常な助けになれるわけです。それが五〇%であれば、かりに十億やるとすれば、五億は全部引き受けるということはなかなか思い切つてできない。十億のうち二億だけが、なら何とかできるというそういう問題なのです。先ほど牧田さんが言われましたように、一〇〇%出せばこれはけつこうなのです。それが私も申し上げましたように政府としても投資協議会というスクリーンを持つておられる。そのスクリーンにかかつたものが、実行されていくのでありますから、私は相当大きな填補率をお考えになつておつても、政府は大きな損失をこうむらざに済むのではないかと思われます。つまり掲げられた看板といふものが非常に実効があるという点を私は強調しておるわけでございます。

政府側の従来の説明を聞きますと、必ずしもそう簡単にいかない。今、の説明のように七〇%であれば予算上におけるいろいろな操作の面から見ても、その程度ならば何とか一ぱいでいくのでないだらうかということで、参議院だけではなく衆議院においても若干の修正をすべきではないかという意見が出ているわけです。私どもが勇氣をもってかりに修正すれば、する場合に、そのために皆さんのが勇氣をもつてかりに修正すれば、する場合で意見をお聞かせいただくわけでありますから、具体的に何か現行五〇をさらに七〇ないし一〇〇、少くとも今のお説では九〇、そろすることによってがよくな投資の促進等がなされるのだというか、また気持の上での状態といふものが私どもはよくつかめるのであります。何かもしありましたら、そうなれば一こういう今ちゅうちょしているものもこういうふるになるとかいうものがありますれば、聞かしていただきます。なければそれほどはつきりしまくていいのですが、なければ仕方がないのですが……。

か保証がないということになりますと、どうも私はまだ機械部長でございまして、重役じゃございませんので、重役へ大丈夫だからやってほしいといふことが私としても言えないわけなんですね。そうしますと勢いチャンスを見ながら、指を加えて見ていかなければならないという事態がいろいろ現在われわれ自身もある。おそらく他の商社あるいはいろいろの業者間で、この投資額の増額によりまして、海外投資は非常に促進される、こういうふうにわれわれ考えております。

○参考人（堀越禪三君） それに関連してもう一つちょっと申し上げておきたいのですが、板垣通商局長まことに申しわけないのですが、今ちょっとと言葉を濁していらっしゃいますから、まず初めは大事をとつて五〇%で……つまり五〇%にした根本は海外でもまだない投資保険をやる、そして日本としても初めてのことであるから、まず初めは大事をとつて五〇%ということで、それからはじき出しても三十億というワクということをおっしゃいましたけれども、それはわれわれとは非常に感触が違うわけであります。金額のはじき方は私はどうでもできるのじやないかと思うのでございまが、それは極端な言い方かもしれないが、それは一つ思い切つてここで海外投資を奨励するという立場に立つてお考えいただきたいということをお願い申し上げます。

○藤田進君 通商局長にお伺いしますが、七十%までは諸般の事情から許さるということであつたと思います。それがどうですか。

○政府委員(板垣修君) 許し得るとか、そういう点をまだ申し上げる立場にございませんが、かりに今度の予算できめられておりまする引受限度の範囲内で一ぱいに使えば、七十%くらいまではいくといふことでござります。それ以上になりますと、予算そのものへ入れなければならぬ。また、改正を願わなければならぬということになります。そういうことを申し上げたのであります。

○藤田進君 でありますから、現在並行して当院で審議いたしております予算関係ですね、あまり競合しない、またこれが修正等しないでも七十%まではなし得ると、それを大事をとつて五〇%で現在提案をしていると、こゝでいうことで、事態の認識としてお伺いするわけです。

○政府委員(板垣修君) 余裕を見たと申しますのは、今後どのくらいの投資が起るかということは完全推定がつかないわけで。従つてあるいはわれわれ予想したよりはふえるかもしれませんと、いうことで六億の余裕を見たわけでございます。従つてもしことは少くとも、もう多くないだらうということになりますれば、七十%まで填補率を上げる場合、約二十億円くらいという想定をすれば可能という計算になつて参ります。

なればどうしてもららぬとか、あいか、五〇では価値があるのか、ないのか、この改正の……、という点でははっきり明確に切り得るものでないだけに、その点がよりベタールというふうに聞えたわけあります、その点は九〇といふ基本的な具体的な基礎がない以上、われわれとしてはできるだけ今一度、その点は必ずしも皆さう方の御主張通りにはもちろんむずかしいと思いますけれども、しかしこの原案である五〇より七〇の方がいいといふことについては、もう聞くまでもなく問題はないかと思うわけです。その場合に保険料率の点ですね、これはやはりいろいろ填補率より以上に問題あるらかと思うのですが、これは今出されている九〇、それに対してもう一つ、ちょっと通じて、どうかですね、お伺いしたいと思うわけです。

○政府委員（板垣修君） 三十億円ところは保険契約を結んで引き受け得る最高限度でありますし、今の一応の計算では二十四億円の引き受け見込みとなっておりますが、三十億円までは余裕があるということをございます。

○参考人（牧田与一郎君） そうしますと、われわれはます先ほどのお話を伺りますと、六億円の投資しかいわば認め願えないということになりますわねですか。

○政府委員（板垣修君） そういうことです。ございません。しかしすでにその中で二十九億の既投資がござりまするから、今後三十二億円はワクがあります。

○参考人（牧田与一郎君） 三十二億円だけしかないんでござりますか、そわせでよろしいんでござりますか、海外賃貸資は……。

○政府委員（板垣修君） それは一応予算でござりますから、もしそれ以上どんなん幾らでもふえますれば、これはずむを得ず今後補正予算か何かで引き受け限度を変える、これは当然起ります。今年度の初めにおきましてはそれだけの予定をしたということだけでござります。

○参考人（秀島司馬三郎君） ちょっと補足させていただきますが、私どもの方が九〇%ということをお願いいたしましたのは、プラント等の延べ払いにつけた輸出代金保険といらうのがござりますが、これが最高九〇%まで認めておりまます。それではまあ投資と申しましても、プラントの長期輸出といらうものと実質的にはほとんど変わらないものであります。それには輸出代金保険と同じように九〇%見ていただいていいふ

じゃないかといふところを根拠にしております。
それから要するになぜそういう増資を
率をお願いするかと申しますと、最も
各商社とも自己資金が非常に少ないのでござります。ところがプラントと
投資というものになりますと、相当
金額になります。それですから少しも
ところと申しましても、それが万一引
かかったような場合になりますと、
うと、その会社の基礎を危うくして
しまうというようなことがござりますので、これを九〇%にしていただきたい
こういうところでお願ひしている次第でござります。

○理事(古池信三君) ほかに御発言有
りませんか。ちょっと速記をとめて下
さい。

〔速記中止〕

○理事(古池信三君) 速記をつけ
ておはかりをいたしたいと思ひます
が、小松委員から、都合により当委員会の
理事を辞任したいといふ申し出があ
ましたが、これを許可することに御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(古池信三君) 御異議ないと
めざよりに決定いたします。

つきましては、その補欠互選を行
たいと存じますが、その方法は成規の
手続を省略して、便宜の指名を委員長
長に御一任願いたいと存じますが、御
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

Digitized by srujanika@gmail.com

○理事(古池信三君) 御異議ないと認めます。よつて私から阿見根君を理事に指名いたします。

○河野謙三君 軽工業局長につかうか聞くところによると、建設委員会にて岩手県下にセメント工場を作らせるように教えてもらいたいんだが、何

か聞くと、建設委員会にて岩手県下にセメント工場を作らせるというような意味の法案が出ておるようですが、これにつきましてセメント工業を担当しておられる建設局長から率直な意見を伺いたい。一応御説明を伺つた上で質疑をいたします。

○政府委員(吉岡千代三君) お答え申し上げます。ただいまお話をございましたように、現在東北興業株式会社法の一部改正の法案が衆議院を通過いたしまして、現在参議院の建設委員会に付議せられております。その改正法案の要点は、東北興業に対しまして国会の議決を経ました金額の限度において政府が債務保証をすることができるとい

う規定を設けようといふ趣旨でございまして、一方三十一年度予算におきましては、予算外契約として九億円を限度として東北興業に対する債務保証ができるという予算が計上せられておるようございます。

そこで、現在建設委員会に付議せられております法案そのものには、直接セメント事業云々といふことはうわざれてないわけでございますが、この九億円と申します金額は、ただいま東北興業が計画しておりますセメントの設備資金十四億、これに対しまして三十

年度予算で政府が一億出資いたしました。さらに三十一年度予算におきまして二億の政府出資が予算に計上せられており、合計三億の政府出資がござりますのと、これと合せまして資金運用

部の資金二億円を東北六県を経由いたしまして東北興業に貸付をするといふ手続が現在進行中でございます。従いまして、セメントの所要資金十四億のうち、三十一年度並びに三十一年度の政府出資額三億、資金運用部資金二億円と、合計五億円を差し引きました残額が九億円になると、こういう計算でありますので、一応これはセメントの事業化計画を前提とするものであると、こういうように考えられるわけございます。

そこでこのセメントの計画につきましては、昨年來建設省の方からいろいろ御相談があつたわけでござります。御承知のように、セメントにつきましては、別段通産省においてこれを許可とか認可とかいうような制度はとつておらないわけでございますが、セメント工業の主管省といたしまして、その御相談のありました点については、意見を申し述べてございます。その要点は、東北興業に対しまして国会の議決を経ました金額の限度において政府が債務保証をすることができるといふ規定を設けようといふ趣旨でございまして、一方三十一年度予算におきましては、予算外契約として九億円を限度として東北興業に対する債務保証ができるといふ予算が計上せられておるようございます。

そこで、現在建設委員会に付議せられております法案そのものには、直接セメント事業云々といふことはうわざれてないわけでございますが、この九億円と申します金額は、ただいま東北興業が計画しておりますセメントの設備資金十四億、これに対しまして三十

おつたわけでございますが、ただいま申し上げましたような事情から、大蔵省にも話をいたしまして、一昨年の夏ごろであつたかと思いますが、一昨年の八月でございますが、次官会議の決定を経て、閣議にも当時の通産大臣から御報告をいたしました。セメント工業の合理化及び価格の安定をはかるための必要な資金については、実

情に即して考慮をはらうものとする、こういち決定がなされました。その後相当程度の設備の増加が行われております。大体から申し上げますと、一昨年の問題が起きました。その後トントンの設備能力に対しまして、ほとんど九四%程度の操業をいたしておつたのであります。その後設備の増強によりまして三十年度の、今年度の終りにおきましては、大体一千六百万トンの設備能力になるであろう。また三十一年度の終りにおきましては、大体一千六百万トン近くの能力になるであろう。こ

ういう状況でござります。これに対しまして、需要面は、内需、輸出両面について相当の増加を予想しておつたわけですが、輸出の方は当初考えました以上にむしろ伸びておりますが、その後は全部ロータリー・キルン、いわゆるシャフト・キルンという方式を採用したいという計画になつております。で、縦がまの方式はわが国においては明治年間までは、こういう方式を採用しておつたわけでござりますが、その後は全部ロータリー・キルン、いわゆる横の回転がまになつておきます。しかしドライヤなどにおきましては、大体全体の三割程度が縦がままであります。しかしどりでござりますが、内需の関係がやや予想いたしまして、この縦がまの特徴といつましても、それが、建設費がこのロータリー・キルンの場合に比較いたしまして、相当安くできるといふような点、それからそ

れから先ほど申し上げましたセメントの需給関係の点でござりますが、これは今回の東北興業の計画が大体年産二十万トン程度でございまして、これが、建設費がこのロータリー・キルンによって全体のセメントの需給関係に影響を及ぼすというような程度にはございまして、われわれとしてもこれが一つの研究のテーマであるといふように考えております。で、戦争中麥畠におきまして、磐城セメントがこれを試みたことがあつたようですが、そのよ

にちよつと「国鉄契約価格推移」を御参考にお配りいたしておるわけでござりますが、二十九年の八月におきましては、東京地区においては着駆オン・レールで八千七百円程度でございましたの

が、その後逐次下落いたしまして、現在におきましては七千四百五十円、千数百円の値下りをしておる。そこでセメントの需給関係並びに価格の推移は、まだ立ち至つていないといふような関係もございまして、これは一つの研究のテーマではあるけれども、新規にやされることについては、技術面において十分の準備なり、研究を必要とするであろうといふような点を意見として申し上げておるわけでございます。

それから第二の点といたしまして、この東北興業の計画は従来の回転がま、横がまと異なりまして、縦がま、いわゆるシャフト・キルンという方式を採用したいという計画になつております。で、縦がまの方式はわが国においては明治年間までは、こういう方式を採用しておつたわけでござりますが、その後は全部ロータリー・キルン、いわゆる横の回転がまになつておきます。しかしどりでござりますが、内需の関係がやや予想いたしまして、この縦がまの特徴といつましても、それが、建設費がこのロータリー・キルン

が、そのままの機械並びに特許を買いまして、昨年の九月から試験操業をやつてしまして、東北興業に貸付をするといふ手続が現在進行中でござります。従いまして、セメントの所要資金十四億のうち、三十一年度並びに三十一年度の政府出資額三億、資金運用部資金二億円と、合計五億円を差し引きました残額が九億円になると、こういう計算でありますので、一応これはセメントの事業化計画を前提とするものであると、こういうように考えられるわけございます。

が、その当時この製品の品質なり、歩どまり等の点において十分の結果が得られなかつた。それから最近におきましては宇部興産がドイツのロッショードで八千七百円程度でございましたの

が、その後逐年下落いたしまして、現におきましては七千四百五十円、千数百円の値下りをしておる。そこでセメントの需給関係並びに価格の推移は、まだ立ち至つていないといふような関係もございまして、これは一つの研究のテーマではあるけれども、新規にやされることについては、技術面において十分の準備なり、研究を必要とするであろうといふような点を意見として申し上げておるわけでございます。

それから第二の点といたしまして、この東北興業の計画は従来の回転がま、横がまと異なりまして、縦がま、いわゆるシャフト・キルンという方式を採用したいという計画になつております。で、縦がまの方式はわが国においては明治年間までは、こういう方式を採用しておつたわけでござりますが、その後は全部ロータリー・キルン、いわゆる横の回転がまになつておきます。しかしどりでござりますが、内需の関係がやや予想いたしまして、この縦がまの特徴といつまでも、それが、建設費がこのロータリー・キルン

が、技術的にいろいろむずかしい問題がございまして、われわれとしてもこれが、建設費がこのロータリー・キルン

の場合に比較いたしまして、相当安くできるといふような点、それからそ

れから先ほど申し上げましたセメントの需給関係の点でござりますが、これは今回の東北興業の計画が大体年産二十万トン程度でございまして、これが、建設費がこのロータリー・キルン

によって全体のセメントの需給関係に影響を及ぼすというような程度にはございまして、われわれとしてもこれが一つの研究のテーマであるといふように考えております。で、戦争中麥畠におきまして、磐城セメントがこれを試みたことがあつたようですが、そのよ

あれば、セメント全体の需給関係から特に問題とすることもないであろう。大体以上が通産省の考え方でございます。

○河野謙三君 このセメント工業はもとより認可、許可によつてするものではありませんから、だれが工場を作らうが、どういう計画を立てようが、勝手でございますけれども、今度の場合は東北興業をして政府が保証までして、この企業を起させよう、こういうことでござりますね。そこで私の伺いたいのは、今市価などもずっと下つて、七千何百円といふことになつて、七千四百円ですか、ところがこの東北興業の事業目論見書を見ますと、これは少し甘い計算かもしませんけれども、五百五百円になつていますね。約その間に二千円の開きがありますね。こういうことは、この裏返せば、市価が下つて七千四百円になつても、なおかつ現在のセメント工業は暴利に等しい利潤を得ているといふうにもなりますが、そこらのところの見解はどうです。

○政府委員(吉岡千代三君) 東北工業のこの事業計画につきましても、他の一般の計画等と対比いたしまして、必ずしも余裕の十分ないという点もあるわけですが、先ほどちょっと申し落しましたが、実は具体的にその工場敷地等が決定いたしましたのが昨年の暮でございます。本年の一月に開発銀行に対しまして……。

○河野謙三君 ちよつと発言中ですが、いやもうかつていてるかもうかつてないかといふことを聞いておる、あなたの方の計算では、現在のセメント工業が七千四百円といふ市価ですね、これに對して一体原価との開きはどのくらいでござりますか。

○政府委員(吉岡千代三君) 先ほどぞちよつと申し上げましたが、二十九年夏に入八千七百円の大体ベースであつたわけでございますが、その当時われわれは三年間にこのコストを大体二割切り下げたい、こういう目標で合理化の三ヵ年計画を立てるとして、それでござります。それで二割と申しますと、大体七千円前後になるという見当になります。それで現在の輸出価格なり、国際的の競争力等から考えまして、その程度にはぜひ合理化いたしました。こういふ目標でもつて進んでおるところが、会社経理の内容まで深く立ち入つて検討いたしておりませんが、少くとも從来に比べますと相当競争が激しくなり、会社経理も徐々に窮屈になつてきておる。最近日本の業界の代表的の会社におきましてもある程度の減配もいたしまして、また来期はさらには非常に低くなつておる。低くなつて來ているので、同じあなたの方から來說は非常に低くなつておる。低くなつておるながらも立てられておるわけであります。現状において事業経営を遂行する上に支障をきたすという程度ではないと思いまが、逐次まあ窮屈な状況に来ておるということは申し上げ得ると思いま

おいても、現在審査中であります。その辺の予算の見方等との関連もあるかと思いますので、その点をつけて加えておきたいと思います。

○河野謙三君 この問題の急所は、私は現在のセメントの工業がもうかつているかもうかつてないかということだと思います。現在の適正な利潤以上に利潤を得ているなら、これは新しく企業というものはむしろ積極的に政府は起して、そうして市価をうんと下げるということは必要だと思ふ。従つてもうかつていいなら、先ほど申しますと、これははなはだ私どももそら会社経理の内容まで深く立ち入つて検討いたしておきませんが、少くとも從来に比べますと相当競争が激しくなり、会社経理も徐々に窮屈になつてきておる。最近日本の業界の代表的の会社におきましてもある程度の減配もいたしまして、また来期はさらには非常に低くなつておる。低くなつておるながらも立てられておるわけであります。現状において事業経営を遂行する上に支障をきたすという程度ではないと思いまが、逐次まあ窮屈な状況に来ておるということは申し上げ得ると思いま

けにまあ過去のことであつて、今日もしくは今後においては事情が一変しておきたいと思います。

○河野謙三君 この問題の急所は、私は現在のセメントの工業がもうかつているかもうかつてないかということだと思います。現在の適正な利潤以上に利潤を得ているなら、これは新しく企業というものはむしろ積極的に政府は起して、そうして市価をうんと下げるということは必要だと思ふ。従つてもうかつていいなら、先ほど申しますと、これははなはだ私どももそら会社経理の内容まで深く立ち入つて検討いたしておきませんが、少くとも從来に比べますと相当競争が激しくなり、会社経理も徐々に窮屈になつてきておる。最近日本の業界の代表的の会社におきましてもある程度の減配もいたしまして、また来期はさらには非常に低くなつておる。低くなつておるながらも立てられておるわけであります。現状において事業経営を遂行する上に支障をきたすという程度ではないと思いまが、逐次まあ窮屈な状況に来ておるということは申し上げ得ると思いま

けにまあ過去のことであつて、今日もしくは今後においては事情が一変しておきたいと思います。

○政府委員(吉岡千代三君) セメントの価格についてのお話がございましたが、先ほど申し上げましたように二十九年の八千七百円と申します値段は、大体二十六年からずっと上下なくして推移しておるわけであります。二十六年ごろにそれまで非常に生産額も少なかつたんでござりますが、朝鮮事變等によりまして非常に需要が旺盛になりました。それで、電力なり、こういうような大口需要に対するまで値段を一本にして押しつけられて、いわゆるオーバー・プロダクションの形になつて、操業度は現在七五%と申しますと、これははなはだ私ども従つてもうかつていいなら、先ほど申しますと、これははなはだ私どももそら会社経理の内容まで深く立ち入つて検討いたしておきませんが、少くとも從来に比べますと相当競争が激しくなり、会社経理も徐々に窮屈になつてきておる。最近日本の業界の代表的の会社におきましてもある程度の減配もいたしまして、また来期はさらには非常に低くなつておる。低くなつておるながらも立てられておるわけであります。現状において事業経営を遂行する上に支障をきたすという程度ではないと思いまが、逐次まあ窮屈な状況に来ておるということは申し上げ得ると思いま

すから、建設委員会との合同審査に臨むに當つて、いろいろわれわれはあなたから知識を求めておる。そういうことで一つ学校の先生になつたつもりで教えて下さい。

○政府委員(吉岡千代三君) セメントの価格についてのお話がございましたが、先ほど申し上げましたように二十九年の八千七百円と申します値段は、大体二十六年からずっと上下なくして推移しておるわけであります。二十六年ごろにそれまで非常に生産額も少なかつたんでござりますが、朝鮮事變等によりまして非常に需要が旺盛になりました。それで、電力なり、こういうような大口需要に対するまで値段を一本にして押しつけられて、いわゆるオーバー・プロダクションの形になつて、操業度は現在七五%と申しますと、これははなはだ私ども従つてもうかつていいなら、先ほど申しますと、これははなはだ私どももそら会社経理の内容まで深く立ち入つて検討いたしておきませんが、少くとも從来に比べますと相当競争が激しくなり、会社経理も徐々に窮屈になつてきておる。最近日本の業界の代表的の会社におきましてもある程度の減配もいたしまして、また来期はさらには非常に低くなつておる。低くなつておるながらも立てられておるわけであります。現状において事業経営を遂行する上に支障をきたすという程度ではないと思いまが、逐次まあ窮屈な状況に来ておるということは申し上げ得ると思いま

す。

それから先ほどちょっと申しかけます。この点につきましては、

したのは、東北工業の事業計画が五千数百円の原価になつておるという点でございます。この点につきましては、

たゞいま申し上げましたように開発銀行に現在融資申し込みをせられておりますので、その予算の組み方についての内容等につきましては、開発銀行に

おいても、現在審査中であります。その辺の予算の見方等との関連もあるかと思いますので、その点をつけて加えておきたいと思います。

○河野謙三君 この問題の急所は、私は現在のセメントの工業がもうかつているかもうかつてないかということだと思います。現在の適正な利潤以上に利潤を得ているなら、これは新しく企業というものはむしろ積極的に政府は起して、そうして市価をうんと下げるということは必要だと思ふ。従つてもうかつていいなら、先ほど申しますと、これははなはだ私どももそら会社経理の内容まで深く立ち入つて検討いたしておきませんが、少くとも從来に比べますと相当競争が激しくなり、会社経理も徐々に窮屈になつてきておる。最近日本の業界の代表的の会社におきましてもある程度の減配もいたしまして、また来期はさらには非常に低くなつておる。低くなつておるながらも立てられておるわけであります。現状において事業経営を遂行する上に支障をきたすという程度ではないと思いまが、逐次まあ窮屈な状況に来ておるということは申し上げ得ると思いま

けにまあ過去のことであつて、今日もしくは今後においては事情が一変しておきたいと思います。

○河野謙三君 ちよつと発言中ですが、いやもうかつていてるかもうかつてないかといふことを聞いておる、あなたの方の計算では、現在のセメント工業が七千四百円といふ市価ですね、これに對して一体原価との開きはどのくらいでござりますか。

したのは、東北工業の事業計画が五千数百円の原価になつておるという点でございます。この点につきましては、

たゞいま申し上げましたように開発銀行に現在融資申し込みをせられておりますので、その予算の組み方についての内容等につきましては、開発銀行に

販売価格について自肅と申しますが、引き下げを懇意いたして実行したわけでございます。しかし同時にこれを解決するためには、先ほど申し上げましたようにむしろ能力をふやす必要がある。それでコストを切り下げる、需給関係を安定させることが実質的な方法であります。その後の推移は、お手元の表にござりますます。よろしく、ここ一年半ばかりの間にこれだけの値下りをしておるといふことは、これは需給関係が緩和したことから、逐次限界生産費と申しますか、利益の幅は薄くなってきておる、こうしたことを探し上げられると思います。そこで、これは以前と異りまして価格の協定等もいたしておりませんので、操業度が八割を切るというような現状におきましては、ここに掲げましたのは国鉄に対する契約の単価でございます。一般の取引におきましては相当の競争が出てきておるといふことは事実であろうと思います。極端に申しますと、多少銘柄によつても違いはあるかと思いますが、ものによりましては七千円程度のものも出てきています。それからもう一つの問題は、現在の市価がそういう状況であり、また今後も相当能力の増加が予想せられますので、東北興業がその趣旨とせられておりますところは、できるだけ安い良質のセメントを供給したい、こういふことでござりますが、既存の設備も相応償却し、合理化した同業者と十分に太刀打ちできるかどうかといふ点について、先ほど申し上げましたように、東北興業が真にその目的を達せらるために相当いろいろの点について

十分検討する必要があるであらう、こういうことでございます。われわれといえども東北興業が安い良質のセメントを供給されるということについて、これが今回の計画の目的であると思いますけれども、その点について十分の検討をする必要があるであらう、こういふうに考へるわけでございます。
○河野謙三君 ほかに御質問もあるでしょうか、私ちょっと懇談をさしてもらいたいので、速記をとめて。
○理事(古池信三君) 速記をとめて。「速記中止」
本日はこれにて散会いたします。
午後四時十七分散会

三月十四日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、工業用水法案 一、中小企業振興資金助成法案 一、下請代金支払遅延等防止法案

工業用水法案 工業用水法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 井戸(第三条・第十四条)
第三章 工業用水審議会(第十五条
　　条・第二十一条)

2 第三条 政令で定める地域以下「指定地域」という。内の井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供しようとする者は、井戸ごとに揚水機の吐出口の断面積を定め、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 この法律で「工業」とは、製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業及びガス供給業をいう。

第二章 井戸

(許可)

2 第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 井戸の設置の場所

3 井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積

2 前項の申請書には、井戸の設置の場所を示す図面その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の基準)

2 第五条 通商産業大臣は、第三条第一項の許可の申請に係る井戸のス

トレーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

(変更の許可)

3 第七条 第三条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という)は、同項の許可を受けた井戸(以下「許

源の保全を図り、もつてその地域における工業の健全な発達に寄与し、あわせて地盤の沈下の防止に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「井戸」とは、動力を用いて地下水(温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号))による温泉を除く。以下同じ。)を採取するための施設であつて、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が二十一平方センチメートルをこえるもの(河川法(明治二十九年法律第七十一号))による河川及び河川附近の土地の区域内のものを除く。)をいう。

2 この法律で「工業」とは、製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業及びガス供給業をいう。

(許可の申請)

2 第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

(許可)

2 第六条 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内の井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供している者は、その井戸について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、その地域が指定地域となつた日から一月以内に、第四条第一項各号の事項を記載した届出書を通商産業大臣に提出しなければならぬ。

3 通商産業大臣は、第三条第一項の届出書には、井戸の設置の場所を示す図面その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

3 前項の届出書には、井戸の設置の場所を示す図面その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

3 同項の許可を受けた井戸(以下「許

可井戸」という。)のストレーナーの位置を許可を受けた位置より浅くし、又はその揚水機の吐出口の断面積を許可を受けた断面積よりも大きくなるとするときは、通商大臣の許可を受けなければならぬ。

- 2 第五条第一項及び第二項の規定は、前項の許可に準用する。

(許可の基準)

第八条 第五条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定によつてする第三条第一項又は前条第一項の許可には、条件を附することができる。

- 2 前項の条件は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を図り、又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、その使用者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(氏名等の変更の届出)

第九条 使用者は、その氏名又は名称及び住所に変更があつたときは、速やかに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(許可の承継)

第十一条 許可井戸を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取してこれを工業の用に供する者は、その許可井戸に係る使用者の地位を承継する。

2 使用者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、使用者の地位を承継する。

2 使用者について相続又は合併が

あつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、使用者の地位を承継する。

- 3 前二項の規定により使用者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

第十二条 使用者は、次の場合は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(廃止の届出)

一 許可井戸により地下水を採取すること又はこれにより採取する地下水を工業の用に供することを廃止したとき。

二 許可井戸の揚水機を動力によらないものとし、又はその吐出口の断面積を二十一平方センチメートル以下としたとき。

三 前二号の場合のほか、許可井戸を廃止したとき。

(許可の失効)

第十二条 使用者がその許可井戸につき前条各号の一に該当するに至つたときは、その許可井戸に係る第三条第一項の許可是、その効力を失う。

(許可の取消等)

第十三条 通商産業大臣は、使用者が第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないとしたとき、又は第八条第一項の条件に違反したとき又は、第三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて許可井戸により地下水を探取してこれを工業の用に供することを停止すべき旨を命ずることができる。

(使用者に対する指示)

第十四条 通商産業大臣は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を確保するため特に必要な

あると認めるときは、使用者に対し、工業用水道の利用、地下水の使用方法の改善その他の方法を示して、許可井戸による地下水の採取量を減少すべき旨を指示することができる。

第十五条 通商産業省に、工業用水審議会を置く。

(設置)

第十六条 工業用水審議会(以下「審議会」という。)は、通商産業大臣の諮問に応じ、工業用水に関する重要な事項を調査審議する。

(組織)

第十七条 審議会は、委員十六人以内で組織する。

(組織)

2 専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

(組織)

3 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、立入の際あらかじめその旨を土地の占有者に告げなければならない。

(組織)

4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、第一項の規定による立入をしてはならない。

(組織)

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(組織)

6 国は、第一項の規定による立入によつて損失を生じたときは、損害を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

(組織)

7 第二十三条 土地の占有者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入を拒み、又は妨げなければならない。

(組織)

8 第二十二条 土地の占有者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入を拒み、又は妨げなければならない。

(組織)

9 第二十四条 通商産業大臣は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を確保するために必要な

度において、政令で定めるところにより、使用者に対し、その許可井戸の構造及び使用の状況に関する報告をさせることができる。

第二十二条 通商産業大臣又は建設大臣は、この法律を施行するため地下水の水源又は地盤の状況に関する測量又は実地調査を行う必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

(立入検査)

第二十五条 通商産業大臣は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を確保するために必要な限度において、その職員に、許可井戸の設置の場所又は許可井戸に係る使用者の工場若しくは事業場に立ち入り、許可井戸その他の物件を検査させることができるものと認めたものと解釈してはならない。

(立入検査)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(立入検査)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査)

4 第二十六条 通商産業大臣は、第十三条の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る使用者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

(立入検査)

5 第二十七条 通商産業大臣の意見述べる機会を与えないければならない。

(立入検査)

6 第二十八条 勘定に際しては、その処分に係る使用者及び利害関係人に對し、その事案について説明を提示し、意見述べる機会を与えないければならない。

(立入検査)

7 第二十九条 この法律の規定による通商産業大臣の處分に對し不服のある者は、その旨を記載した書面

をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができる。

2 通商産業大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により公開による聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第五章 罰則

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の許可を受けないで指定地域内の井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供した者

二 第十三条の規定による命令に違反した者

二十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項の届出書を提出せず、又は虚偽の届出書を提出した者

二 第九条、第十条第三項又は第十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十三条の規定に違反して第二十二条第一項の規定による届出を拒み、又は妨げた者

四 第二十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他

の従業者が、その法人又は人の業務に因り、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、

その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第二十五条第一項の表中

中小企業振興資金助成法	産業合理化に關する重要事項を調査審議すること。
工農用水審議会	工農用水に関する重要事項を調査審議すること。

中小企業振興資金助成法（目的）

第一条 この法律は、中小企業等協同組合の施設及び中小企業者の經營の合理化のための設備の設置に必要な資金の貸付を行ふ都道府県に対し補助金を交付することにより、中小企業等協同組合の活動を盛んにするとともに中小企業の合理化を促進し、もつて中小企業の振興を図ることを目的とする。

（定義）
第二条 この法律で「中小企業者」とは、資本の額又は出資の総額が一千円以下の会社並びに常時使用者の従業員の数が三百人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、三十人）以下

の会社及び個人をいう。

（国の補助）

第三条 国は、都道府県が次に掲げる資金の貸付の事業を行うとき、その都道府県に對し、予算の範囲において、その事業に必要

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

（貸付金の限度）
第四条 一の中小企業等協同組合又は中小企業者に対し前条第一項に規定する貸付をすることができる額は、都道府県が中小企業等協同組合の施設又は中小企業者の經營の合理化のための設備の設置に必要なと認められた金額の二分の一以内とする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
（貸付金の利率及び償還期間）
第五条 第三条第一項に規定する貸付に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、五年をこえない範囲内で政令で定める期間とする。

臣の承認を受けて、第三条第一項に規定する貸付に係る貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

一、災害その他借主の責に帰することができない理由により、借主が貸付を受けて設置した施設又は設備が滅失したとき。

二、経済事情の著しい変動により、借主が第三条第一項第一号

又は第二号に掲げる資金の貸付を受けて設置した施設であつて政令で定める用途に供されるもの利用が利益を生じなくなつたとき。

（保証人）
第六条 都道府県は、第三条第一項に規定する貸付については、借主に對し、保証人を立てさせなければならぬ。

（連約金）
第七条 都道府県は、第三条第一項に規定する貸付をした場合において、借主が次の各号の一に該当す

るときは、第五条に規定する償還期間の満了前に、その借主に對

して債務を負担するものとする。

（期限前償還）
第七条 都道府県は、第三条第一項に規定する貸付をした場合において、借主が次の各号の一に該当す

るときは、第五条に規定する償還期間の満了前に、その借主に對

して、貸付金の全部又は一部の償還

を請求することができる。

（特別会計）
第九条 都道府県は、特別会計を設置して第三条第一項に規定する事

業の經理を行わなければならない。

2 前項の特別会計（以下「特別会

計」といふ。）においては、一般会

計からの繰入金、第三条第一項の規定による補助金、償還金（第七

条の規定による請求に係る償還金及び前条の違約金を含む。）及び附

属収入をもつてその歳入とし、

貸付金その他の諸費をもつてその歳出とする。

（償還の免除）
第八条 都道府県は、次の各号に掲

げる場合において、やむを得ない

と認められるときは、通商産業大

臣と協議して定める。

（三）

(補助金の額)

第十一條 国が第三条第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる額と同額以内とする。

(事業計画)

第十二条 都道府県は、第三条第一項の規定により補助金の交付を受けた後は、毎年度、通商産業大臣があらかじめ定める基準に従つて同項に規定する事業に関する事業計画を作成しなければならない。

2 都道府県は、前項の事業計画によらなければ、第三条第一項に規定する事業を行つてはならない。

(貸付事業の廃止)

第十三条 都道府県は、第三条第一項に規定する事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、貸付金の未貸付額及びその後において支払を受ける貸付金の償還額の合計額に、同項の規定による補助金の額及びその都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた金額に対する同項の規定による補助金の額の割合を乗じて得た額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

附 則

第一条 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第二条及び第三条の規定は、昭和三十二年四月一日から施行する。
(延滞措置)
第二条 都道府県は、第三条第一項の規定による補助金の交付を受け

たときは、国が昭和二十二年度から昭和二十八年度までに共同施設の設置のための補助金であつて政令で定めるものを交付した者に対しても有する債権を承継するものとする。

2 都道府県は、前項の規定により承継した債権に係る債務を免除しようとするときは、政令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

3 第一項の規定により承継した債権に係る収入金は、第三条第一項の規定による補助金とみなして第十一条第二項及び第十三条の規定を適用する。

第三条 道府県が第三条第一項の規定による補助金の交付を受けたときは、国が昭和二十九年度及び昭和三十年度において中小企業等協同組合の共同施設の設置及び中小企業の設備の近代化のために交付した補助金に係るその道府県の国に対する義務は、免除されたものとなるものとする。ただし、通商産業大臣は、道府県がその補助金の交付の条件に違反したときは、その補助金の返還を命ずることができる。

4 第一項の規定による補助金とみなして第十一条第二項及び第十三条の規定を適用する。

第五条 道府県が第三条第一項の規定による補助金の交付を受けたときは、国が昭和二十九年度及び昭和三十年度において中小企業等協同組合の共同施設の設置及び中小企業の設備の近代化のために交付した補助金に係るその道府県の国に対する義務は、免除されたものとなるものとする。ただし、通商産業大臣は、道府県がその補助金の交付の条件に違反したときは、その補助金の返還を命ずることができる。

第六条 中小企業厅長官は、親事業者に對し製造委託又は修理委託をした場合に下請事業者の給付に對し支払うべき代金をいう。

第七条 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一号若しくは第二号に掲げる行為をしているかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

第八条 親事業者は、下請事業者の給付の内容及び下請代金の額を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

第九条 親事業者は、下請事業者に對し製造委託又は修理委託をした場合は、直ちに、下請事業者の給付を受領した後、下請代金を遅滞なく支払わなければならない。

第十条 親事業者は、下請事業者に對し製造委託又は修理委託をした場合は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

1 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造(加工)を含む。以下同じ。の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品又はその半製品、部品、附屬品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託することをいう。

3 第八条の規定は、道府県が前項に規定する昭和二十九年度及び昭和三十年度における国からの補助金を財源の一部として交付した資金に係る債務を免除しようとする場合に準用する。

4 第一項に規定する昭和二十九年度及び昭和三十年度における国からの補助金を財源の一部として交付した資金に係る収入金は、特別

4 前項に規定する収入金は、政令で定めるところにより、二の部分に分けてそれぞれ第三条第一項の規定による補助金及び道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた金額とみなして第十三条の規定を適用する。

5 この法律で「親事業者」とは、資本の額又は出資の総額が一千万円をこえる法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律号)第十四条に規定する者を除く。であつて、個人又は資本の額も若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託又は修理委託をするものをいふ。

6 下請代金支払遅延等防止法(下請代金支払遅延等防止法)の目的

第一条 この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造(加工)を含む。以下同じ。の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品又はその半製品、部品、附屬品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託することをいう。

第三条 親事業者は、下請事業者に對し製造委託又は修理委託をした場合は、直ちに、下請事業者の給付を受領した後、下請代金を遅滞なく支払うべき代金をいう。

4 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託又は修理委託をした場合に下請事業者の給付に對し支払うべき代金をいう。

5 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託又は修理委託をした場合に下請事業者の給付に對し支払うべき代金をいう。

6 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請代金を遅滞なく支払わなければならない。

7 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請代金を遅滞なく支払わなければならない。

8 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すること。

9 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すること。

10 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すること。

11 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

12 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

13 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

14 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

15 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

16 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

17 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

18 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

19 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

20 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

21 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

の修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

3 この法律で「親事業者」とは、資本の額又は出資の総額が一千万円をこえる法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律号)第十四条に規定する者を除く。であつて、個人又は資本の額も若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者から製造委託又は修理委託をするものをいふ。

4 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請代金を遅滞なく支払わなければならない。

5 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すること。

6 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

7 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

8 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

9 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

10 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

11 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

12 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

13 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

14 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

15 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

16 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

17 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

18 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

19 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

20 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

21 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

22 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

23 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

24 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

25 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

26 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

27 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

28 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

29 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

30 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

31 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

32 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

33 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

34 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

35 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すこと。

2

公正取引委員会は、親事業者が行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、すみやかにその減じた額を支払い又はその下請事業者の給付に係る物を再び引き取るべきことを勧告することができる。

3

公正取引委員会は、前二項の規定による勧告をした場合において親事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3

親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する主務大臣は、中小企業庁長官の第六条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む親事業者若しくは下請事業者に對しその取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

1

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。第三十五条の四に次の一号を加える。
2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈されなければならない。

五 下請代金支払遅延等防止法の施行に関すること。

第八条 公正取引委員会が前条第一項又は第二項の規定による勧告をした場合において親事業者がその勧告に従つたときは、親事業者のその勧告に係る行為については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十八条、第四十九条、第五十三条の三及び第五十四条の規定は、適用しない。

（報告及び検査）

第九条 公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託又は修理委託に関する取引（以下単に「取引」という。）を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができるもの。

2 中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要がある。

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に親事業若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。第三十五条の四に次の一号を加える。
2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈されなければならない。

五 下請代金支払遅延等防止法の施行に関すること。

（罰則）

第十一条 第五条の規定による書類を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成したときは、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

第十二条 第九条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は三万円以下の罰金に処する。

昭和三十一年三月二十日印刷

昭和三十一年三月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局